

決議案 提案理由説明 財政委員会

財政委員会委員長 京都府井手町長
汐見 明男

私からは、三つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に、決議の二番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」についてであります。

私ども町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が不可欠であり、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確実に確保することを求めるものであります。

第二に、決議の三番目、「車体課税に係る地方税収の確保及びゴルフ場利用税の堅持」についてであります。

車体課税は、道路、橋梁等の社会資本の老朽化対策等をはじめ、欠くことのできない貴重な財源であります。車体課税の検討にあたっては、税収を減収させず、町村財政に影響を与えないよう万全の措置を求めるものであります。

また、ゴルフ場利用税は、山林原野が多く財源に乏しい所在町村にとって極めて重要な財源であり、これに代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度の堅持を求めるものであります。

第三に、決議の六番目、「森林環境税関連法案の確実な成立」についてであります。

昨年、平成 30 年度与党税制改正大綱において、来年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することが明記されました。町村が主体的に森林の管理を実施できるよう、次期通常国会における関連法案の確実な成立を求めるものであります。

なお、車体課税については、経済団体等から減税等抜本的な改正が求められておりますが、地方税収に深刻な影響を及ぼすことから、到底容認できるものではありません。このことから、緊急決議として上程するものであります。

以上、三点について、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。